福長介第 2805 号
令和 8 年 10 月 28 日

市内有料老人ホーム 管理者 様

さいたま市介護保険課長

有料老人ホームにおける利用料金の変更及び入居者家族への説明について

日頃より、介護保険事業の推進に御理解と御協力を賜り、お礼申し上げます。

昨今の物価高騰等の影響により、有料老人ホームにおいて利用料金の変更を行う施設が増加している一方、入居者家族との説明不足等に起因するトラブル事例も報告されています。

有料老人ホームにおいて利用料金を変更する場合には、介護保険課への事前相談をお願いしているところですが、改めて下記の点に御留意いただきますようお願いします。

記

⑴ 事前相談

入居者家族へ説明する前に、市ホームページより様式「料金改定事前相談について」をダウンロードし、郵送又はメールで介護保険課あてに提出してください。

市ホームページ「有料老人ホームの届出について」

https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/008/p017456.html

⑵ 相談内容の確認

介護保険課で相談内容を確認します。問題がなければその旨連絡をいたしますので入居者・家族への説明など必要な手続きに移行してください。

⑶ 入居者家族への説明

・**利用料金の変更にあたっては、管理規程、契約書及び重要事項説明書等に定めた手続きを遵守**してください。

・**入居者家族に対し、運営懇談会等でその内容及び理由について十分かつ丁寧な説明を行ったうえで、利用料金を変更してください。**

・有料老人ホームの利用契約は、設置者と入居者との私法上の契約であり、**本市への相談をもって契約内容の正当性が担保されるものではありません。**説明責任は事業者に帰属するものであることを十分認識してください。

⑷　変更届の提出について

利用料金を変更した後、介護保険課へ有料老人ホーム変更届（サービス付き高齢者向け住宅の場合は、住宅政策課へサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書）を提出してください。

【担当】　福祉局長寿応援部介護保険課
事業者係　小谷・久米川・古澤
電話：048-829-1265　FAX：048-829-1981
メール：　kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp